



大津市公報

平成 29 年 10 月 2 日
号外 (第 51 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次	条 例
42	大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例..... 1
43	大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例..... 1
44	大津市手数料条例の一部を改正する条例..... 2
45	大津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例..... 3
46	大津市介護保険条例の一部を改正する条例..... 3
47	大津市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例..... 3
48	大津市県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例..... 4
49	大津市企業立地促進条例の一部を改正する条例..... 4
50	大津市都市公園条例の一部を改正する条例..... 5
51	大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例..... 5
52	大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例..... 5

条 例

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例を公布する。
平成29年10月2日

大津市長 越 直 美

大津市条例第42号

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例

大津市役所支所設置条例（昭和24年条例第45号）の一部を次のように改正する。
別表大石支所の項中「大津市大石中一丁目7番4号」を「大津市大石中一丁目1番1号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。
平成29年10月2日

大津市長 越 直 美

大津市条例第43号

大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

個人識別符号が含まれるもの

第2条中第7項を第9項とし、第3項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

であって、当該特定の個人を識別することができるもの

個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第 7 条第 3 項中「思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条第 4 項中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第 27 条、第 30 条及び第 56 条において「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第 10 条に次の 1 項を加える。

- 2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 26 条第 1 項に規定する労働者派遣契約に基づき実施機関に派遣された者（以下「派遣労働者」という。）又は派遣労働者であった者は、当該労働者派遣契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第 11 条第 2 項中「受けた者」の次に「（その者から当該業務の再委託を受けた者を含む。）」を、「受託業務」の次に「（再委託を受けた業務を含む。）」を加える。

第 12 条の 2 第 2 項中「第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。）」を加える。

第 15 条第 1 項中「記述等」の次に「又は個人識別符号」を加え、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第 18 条第 2 号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第 19 条第 2 項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第 38 条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第 39 条第 1 項第 1 号イ中「第 28 条」を「第 29 条」に、「同法」を「番号法」に改める。

第 53 条中「あった者」の次に「、派遣労働者若しくは派遣労働者であった者」を加える。

第 54 条中「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用」を「盗用し、又は正当な理由がないのに提供」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 53 条及び第 54 条の改正規定並びに次項の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 29 年 10 月 2 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 44 号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成 12 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 18 項第 18 号中「又は第 13 項ただし書」を「、第 13 項ただし書又は第 14 項ただし書」に改め、同項第 21 号、第 27 号、第 30 号、第 37 号及び第 48 号中「建べい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

大津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年10月2日

大津市長 越 直 美

大津市条例第45号

大津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

大津市老人デイサービスセンター条例(平成7年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 大津市立木戸デイサービスセンター

位 置 大津市木戸709番地

第3条第2項を削る。

第4条第2項を削る。

第5条を削る。

第6条の見出しを「(利用の制限)」に改め、同条中「指定管理者」を「第9条の規定に基づきセンターの管理を行う者(以下同条及び第10条を除き、「指定管理者」という。)」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「18人(大津市立木戸デイサービスセンターにあっては、35人)」を「35人」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「又は生きがい事業によってセンターの浴場を利用する者」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「指定管理者」の次に「(次条において「指定管理者」という。)」を加え、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条第1項中「及び生きがい事業」を削り、同条を第11条とする。

第13条第2号を削り、同条第3号中「第6条」を「第5条」に、「使用」を「利用」に改め、同条を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条を第12条とし、第14条を第13条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大津市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年10月2日

大津市長 越 直 美

大津市条例第46号

大津市介護保険条例の一部を改正する条例

大津市介護保険条例(平成18年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第31条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年10月2日

大津市長 越 直 美

大津市条例第47号

大津市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

大津市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例(昭和51年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第76条の19」を「第76条の16」に改める。

第5条中「第88条第1項」を「第87条の5第1項」に改める。

第7条第1項中「第113条の2第2項」を「第113条の3第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は土地改良法等の一部を改正する法律(平成29年法律第39号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

大津市県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年10月2日

大津市長 越 直 美

大津市条例第48号

大津市県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

大津市県営土地改良事業分担金等徴収条例（平成14年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項の規定による分担金並びに法第91条の2第1項及び第6項の規定による特別徴収金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「により県営事業」を「により滋賀県営土地改良事業（以下「県営事業」という。）」に改め、「（以下「受益者」という。）」を削る。

第6条中「第113条の2第3項」を「第113条の3第3項」に改め、「示された日」の次に「とする。第3項において「県営事業に係る工事完了公告等の日」という。」を、「指定した年度」の次に「とする。第3項において同じ。」を加え、「、受益者」を「、県営事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者」に、「その受益者」を「その者」に改め、同条に次の3項を加える。

2 前項の特別徴収金の額は、県営事業に要する費用につき法第91条第6項の規定により市が負担した負担金の額に、県営事業に係る土地の面積に対する目的外用途に供した土地の面積の率を乗じて得られる額を基準として、市長が定める。

3 市は、県営事業に係る工事完了公告等の日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から特別徴収金を徴収する。

4 前項の特別徴収金の額については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「目的外用途に供した」とあるのは、「法第91条の2第6項各号に定める場合に該当するに至った」と読み替えるものとする。

第7条を削る。

第8条中「受益者」を「前条第1項に規定する者」に、「特別徴収金」を「同項の特別徴収金」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が公益上その他特別の事由により当該各号に定める場合に該当するに至ったと認められるときは、前条第3項の特別徴収金の徴収を免除することができる。

第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

この条例は、公布の日又は土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

大津市企業立地促進条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年10月2日

大津市長 越 直 美

大津市条例第49号

大津市企業立地促進条例の一部を改正する条例

大津市企業立地促進条例（平成18年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第5号を次のように改める。

旧同意基本計画 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号。次号において「改正法」という。）附則第2条に規定する旧同意基本計画で、本市が作成したものをいう。

承認企業立地事業者 本市の区域内における企業立地計画について改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「旧法」という。）第14条第3項の承認を受けた事業者をいう。

第2条第6号及び第3条第2号中「法」を「旧法」に、「同意基本計画」を「旧同意基本計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年10月2日

大津市長 越 直 美

大津市条例第50号

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

大津市都市公園条例（昭和40年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年10月2日

大津市長 越 直 美

大津市条例第51号

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年10月2日

大津市長 越 直 美

大津市条例第52号

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表大津市立大石公民館の項中「大津市大石中一丁目7番4号」を「大津市大石中一丁目1番1号」に改める。

別表第29号の表を次のように改める。

室名	使用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室		円 2,840	円 2,840	円 3,540
中会議室		520	520	650
小会議室 1		520	520	650
小会議室 2		520	520	650
和室		730	730	910
調理実習室		1,150	1,150	1,440

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。